

平成21年(2009年)
毎月1日・15日発行
発行/東村山市
編集/経営政策部広報広聴課
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111(代表) ファクス 042-393-6846
市長へのファクス 042-393-9669
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



今号の主な内容

- 高額医療、市民のしおり、緑の祭典…2面
- 平成21年度予算、退職手当債…3・4面
- 八子の巣窟除、市民文化祭、健康…5面
- 公民館、消費生活、図書館、官公署…6面

定額給付金等の受け付けと証明書について

3月末に郵送しました「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の申請は、郵送又は市の窓口(市民センター1階、閉庁日を除く午前9時～午後5時)で10月1日(消印有効)まで受け付けています。
申請に必要な公的身分証明書の写しは、健康保険証や後期高齢者医療被保険者証等の写しでも可能になりました。
問い合わせ 市・定額給付金事業本部

第4期(平成21～23年度)

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護保険料を改定しました

問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

市では、高齢者保健福祉施策の推進と、介護保険制度の安定的な運営を図るため、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

これらの計画は、一体の計画として策定することが法律で義務付けられており、第4期計画は、第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階として位置付けられています。

また、国においては、平成21年度の介護報酬改定により、プラス3%の改定が行われています。これにより、介護人材の確保・介護従事者の処遇改善が一定程度図られることになり、質の高い安定的なサービス提供に資することになります。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は次の方法・場所でご覧になれます

次の方法・場所で、平成20年7月に実施した介護保険に関するアンケート調査の報告書と、平成21年1月に介護保険事業計画(案)に対して、

市民の皆さんからお寄せいただいたご意見の内容及び検討結果もご覧になれます。

- 市のホームページの「新着情報」
- 高齢介護課(いきいきプラザ1階)
- 各図書館
- ふるさと歴史館
- 各地域包括支援センター
- 情報コーナー(本庁舎1階)
- ※情報コーナーでは計画書の販売も行っていきます。

介護保険料の改定

平成21～23年度の介護保険の財源は、介護給付費総額の20%(18～20年度は19%)を第1号被保険者(65歳以上)の保険料から、30%(18～20年度は31%)を第2号被保険者(40～64歳の保険料から、残りの50%は公費(国25%、都・市で各12.5%)からと、その負担割合が決まっています。したがって、介護給付費総額の動向に保険料額が直接影響します。

第4期介護保険事業計画では、平成21～23年度の3年間で

に必要な介護給付費を推計し、第1号被保険者数の推移を把握したなかで基準月額(保険料)を算定しました。

また、介護保険事業運営基金(介護保険事業の剰余金の積立)及び国の特別対策による介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用し、介護報酬改定等に伴う保険料上昇の抑制を図りました。

第1号被保険者の介護保険料が決定しました

第1号被保険者の介護保険料は、所得などの状況によって第1段階から第10段階(下表参照)に分かれます。介護保険料基準月額を第4段階の4千54円(204円増額)とし、各段階の保険料は、3月定例市議会の審議を経て改定しました。

介護保険料段階設定の考え方

第4期介護保険料の段階設定については、次の考え方により設定しました。
収入が一定額以下である第1段階から第3段階のかたについては、低所得者に配慮する観点から、従来の保険料額よりも負担を軽減しました。
第4段階のかたについては、本人合計所得金額と課税年金収入額の合計額(80万円以下と80万円を超えるかた)

によって新たに特例第4段階と第4段階に分けました。また、第5段階のかたについては、従来は本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満としていたのを125万円未満に改めることで一定の配慮を行っています。
第6段階以上のかたについては、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、合計所得金額に応じた多段階制をとることとしました。

第2号被保険者の介護保険料

加入している医療保険によって異なり、それぞれの算定方法に基づき保険料が決定します。現在の医療保険の保険料と一括して徴収されます。※不明な点等詳細は加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

第1号被保険者(65歳以上のかた)の介護保険料

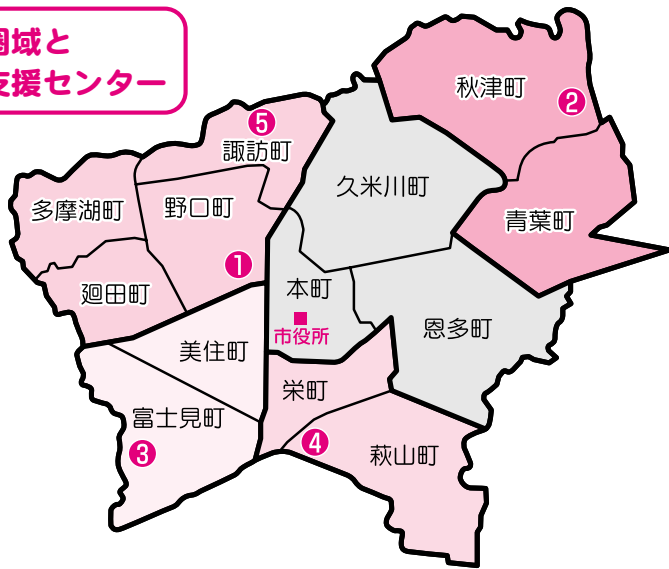
段階	対象者(所得の状況)	保険料率	保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	基準額×0.38	年額 18,500円 月額 1,541円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.46	年額 22,400円 月額 1,865円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しないかた	基準額×0.70	年額 34,100円 月額 2,838円
特例第4段階	本人が市民税非課税(本人は市民税非課税であるが、本人以外の世帯員は課税の場合)で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.90	年額 43,800円 月額 3,649円
第4段階(基準段階)	本人が市民税非課税(本人は市民税非課税であるが、本人以外の世帯員は課税の場合)で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	基準額	年額 48,600円 月額 4,054円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.10	年額 53,500円 月額 4,459円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた	基準額×1.40	年額 68,100円 月額 5,676円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満のかた	基準額×1.60	年額 77,800円 月額 6,486円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた	基準額×1.70	年額 82,700円 月額 6,892円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満のかた	基準額×1.75	年額 85,100円 月額 7,095円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上のかた	基準額×1.80	年額 87,600円 月額 7,297円

年額の算定は、月額保険料を12倍して端数処理しています。

あなたの住む地域の地域包括支援センター

市では、市内を5つの日常生活圏域に分け、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。(下図参照)
同支援センターは、保健、介護、福祉の3分野の専門職が連携し、高齢者のかたが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要な援助を中立的・公正な立場で行います。
所在地・電話番号は下表のとおりです。介護等については、お気軽にお住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。
主な業務内容 介護等についての総合相談・支援事業、権利擁護、虐待防止及び早期発見、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント事業ほか
問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

日常生活圏域と地域包括支援センター



地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	日常生活圏域
中部地域包括支援センター	野口町1-25-15 (社会福祉協議会内)	394-6662	本町・久米川町・恩多町
東部地域包括支援センター	秋津町1-32-18 (はるびの郷内)	392-6388	秋津町・青葉町
西部地域包括支援センター	富士見町2-1-2 (万寿園内)	397-1091	富士見町・美住町
南部地域包括支援センター	萩山町3-31-3 (緑風荘病院となり)	390-2211	萩山町・栄町
北部地域包括支援センター	諏訪町2-26-1 (東京ばんなん白光園となり)	397-5123	廻田町・多摩湖町・諏訪町・野口町